

議案第78号

福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護老人保健施設に虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例の一部  
を改正する条例

福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第10条第5項中「いう」を「いい，テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第14条中「想定される非常災害の種類及び規模に応じ，それぞれ」を「非常災害に関する」に改め，同条に次の2項を加える。

- 2 介護老人保健施設は，前項に規定する具体的計画を立てる際には，想定される非常災害

の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

- 3 介護老人保健施設は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第20条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第4項、第17条の2（改正後の条例第24条において準用する場合を含む。）及び第20条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

3 施行日から起算して6月を経過する日までの間、改正後の条例第17条第1項（改正後の条例第24条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講じるとともに、第4号に掲げる措置を講じるよう努めなければ」とする。